

「橋本6大改革」をジェンダー視点から分析する

大沢 真理 (東京大学社会科学研究所教授)

1. 分析の課題

事前に、最近書きました「橋本6大改革のジェンダー分析」と題する論文(山脇直司・大沢真理・大森彌・松原隆一郎編『現代日本のパブリック・フィロソフィ』新世社、1998年所収)のコピーをお送りしています。本日は、「女性政策をどうとらえるか」という論文抜き刷り(『女性文化研究センター年報』第9号・10号、1996年に所収 お茶の水女子大学 女性文化研究センター)をお配りしています。

最近の論文を書いてから考えたことと、急いで論文を書いたのでわれながらあまりクリアじゃないと後で読んで思ったので、その辺をややクリアにしながらお話をしたいと思います。

この論文の分析の課題は、橋本6大改革と言われた一連の改革一ぶち上げられただけでほとんど手が着いていないものもありますけれども一といわゆる男女共同参画の推進との関連について考えてみることにありました。これについては橋本龍太郎氏自身の言葉で「男女共同参画を推進

することは、六つの改革の大きなカギ、大きな柱である」と再三言明されたところですが、本当にそうなんだろうか、どこまでマジ?という感じの問いを立ててみたわけです。

「男女共同参画」という漢字が六つ並んだキーワード自体が大変耳なれない奇妙なキーワードですが、その意味内容がこの5~6年の間にも変化してきている。91年あたりから出てきて、94年以降、政令や法律上の言葉として位置づけられている言葉で、簡単に言うと男女平等を推進することですが、いろいろないきさつで男女共同参画というキーワードが用いられているわけです。その中身はジェンダー・フリー・ソサエティ、あるいはノンジェンダー・ソサエティ、つまりジェンダー自身を解消していくことをめざすということです。

2. 分析の方法

(1) 社会政策の総過程モデル

分析方法については、この論文の中には紙数の関係で書きませんでした。そこできょうはそこを補充しながら話をしたいと思います。私が「社会政策の総過程モデル」と呼んでいるものをさらにジェンダー化したものを適用してこの論文を書いたつもりです。

社会政策の総過程モデルというのは、比較社会政策論、社会政策の国際比較、クロスセクションの比較や時系列比較の中で用いられている福祉の生産モデルを、日本の社会政策論の蓄積も反

1953年群馬県生まれ
1981年東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。経済学博士
東京都立大助教授、東京大学社会科学研究所助教授などを経て、現在同教授
専攻は社会政策
著書に『イギリス社会政策史』(1986 東京大学出版会)『企業中心社会を超えて』(1993 時事通信社)『現代イギリス社会政策史1945-1990』(共著 1999 ミネルヴァ書房)など多数

映しながらやや改善し、そしてそれをジェンダー化したということで、図1がそうです。図2は比較社会政策論で用いられる従来の福祉の生産モデルです。

改善した点は、ミッチェルの福祉の生産モデルでは政策課題を認知するプロセスが意識的に位置づけられていないことと、政策決定の中で、政策目標を決定することと、それに見合う政策手段を決定するという少なくとも二つのプロセスが分けて考えられるはずで、しかももっと詳しく見れば、政策目標は上位の非常に大きな目標から、その手段になる1次下位の目標、もっと下の2次下位目標とか3次下位目標というように目的と手段の関係でブレイクダウンされていくというように、政策体系は作られると思うんです。日本の社会政策論、もっと振り返ればマックス・ウエーバーなどが言ったことですが、目標と政策手段との間の整合性を問うということが非常に重要なわけです。その辺がこの福祉の生産モデルには欠けているので、その関係も社会政策の総過程モデルの中に入れておきました。

また、副アウトプット、資源（予算や人員）を投入して政策手段を作動していくことを狭義の福祉の生産プロセスと考えれば、そこからアウトプットが出てくるわけですけれども、意図されざるアウトプットが出てくるのが福祉の生産モデルには入っていないので、それも入れておきました。そうすると政策展開の効率性の概念ももう少し複雑になってくる。つまり意図されざる効果が出てきて、しかもそれが本来意図されたアウトプットに対して減殺するように働く場合には政策の効率性は大きく損なわれるわけだから、この辺もきちんとモデルに入れておく必要がある。

それから政策の最終成果は、結局、出発点として個人の必要や需要が満たされていない状況、それがしかも家族やマーケットといった通常の資源（財・サービス）の供給システムで満たされていない場合を想定しているから、そういった財や

サービスが供給されて、個人の需要やニーズが満たされる状況が最終成果だと考えると、その前で世帯内再分配が起こっている。税金を世帯から取ったり、あるいは現金給付であれ現物給付であれ、給付していくときに、世帯に帰着した資源が世帯員に平等にエンジョイされるという保証は何もなくて、世帯内再分配を特に意識化しておく必要があるだろうというのが、「総過程モデル」とここで称しているものです。

(2) 「ジェンダー」とは

この総過程モデルをさらにジェンダー化しようというのですが、ここで「ジェンダー化」をどういう意味で使うか。ジェンダーはもともとは名詞として用いられるということで出発しました。生物学的な性別あるいは性差とは区別される、文化や社会においてつくられた性別を「ジェンダー」と呼ぶわけです。それが90年代に入って動詞として使われることも多くなって、たとえば性別によってシンメトリーでない構造を持つ労働市場のことをgendered labor market、あるいは福祉国家比較の中にジェンダー観点を持ち込むという意味でgendering welfare statesと言うようになり、動詞としての使用法もかなり広がってきております。

ここで私が「ジェンダー化」と言っているのはgendering welfare statesの意味ですが、それもジェンダー観点で福祉国家や社会政策、労働政策を分析をする。ジェンダー観点を持ち込むというと、もともとはないものを持ち込むように聞こえるけれども、この世のほとんどあらゆることの中にはジェンダーが前提され、暗黙のうちに作用しているという立場で見れば、むしろ埋め込まれて見えないような関係になっている、そんなのほとんど当たり前じゃないと思われて何も性別には関係ないように見える事象の中に、それこそ埋め込まれているジェンダーを、明るみに出しイシューにしていくという意味でジェンダリングという言葉を使いたいと思っています。

図1 社会政策の総過程モデルのジェンダー化

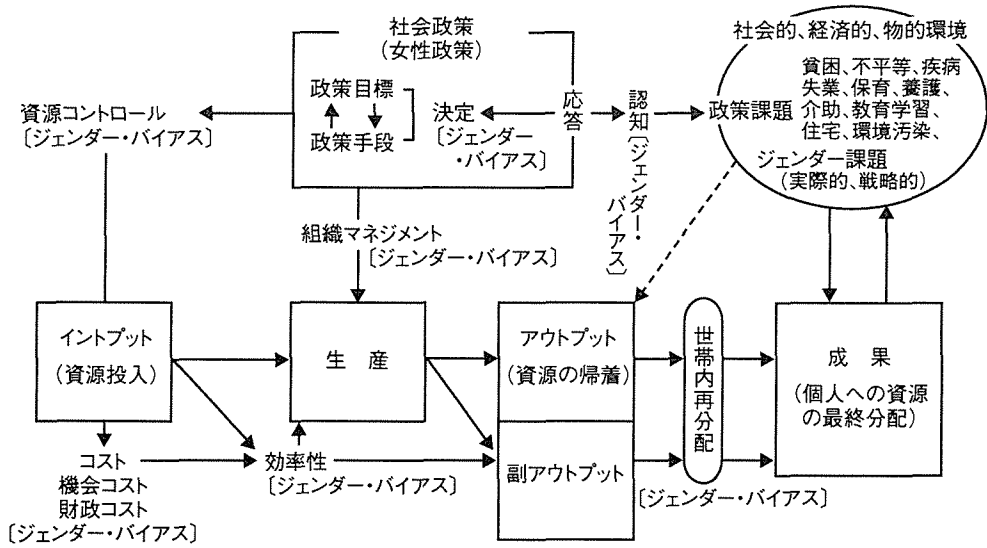
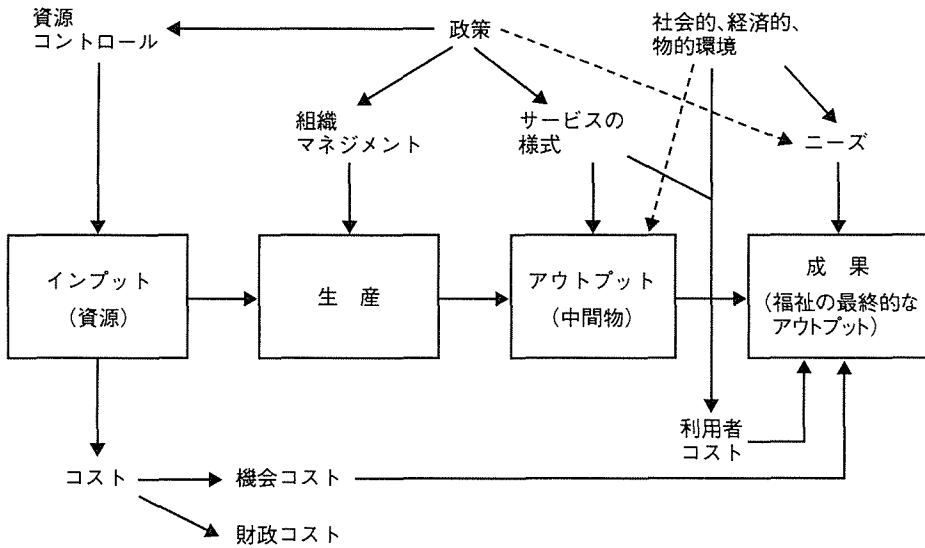


図2 福祉の生産モデル



(出典) ミッチェル 1993

(3) 総過程モデルの「ジェンダー化」

社会政策の総過程の中でこういったところにジェンダー・バイアスがあらわれてくるかということですが、まず何よりも社会政策の政策課題とされるものを、貧困、不平等といった大変伝統的な政策課題から、教育、学習や環境汚染といった課題まで、それなりに広くとらえてみる。こういったさまざまな社会政策の政策課題とされるものの中にジェンダー課題はすべて埋め込まれております。また埋め込まれているジェンダー課題が、プラクティカル・ジェンダー・イシューとストラテジック・ジェンダー・イシューに大別して考えることができる。プラクティカル・ジェンダー・イシューとは、要は女性は子どもを抱えているからなかなか働きに出られないので、保育サービスをすべきだとかなんだとかというふうに、女性が現に当面しているさまざまなニーズ、課題をそのまま受け取って対応したほうがいいのではないかと考える立場です。それが戦略的などらえ方となると、「しかし、そもそも子育ては女ばかりがすべきことではないので、なぜそれが女性のニーズだということになるんだ。そうではなくて男女がともに行うべきであり、また行うことによって楽しむべきことでもある」というふうにとらえ返していったときには、政策目標の設定も手段の選択も違ってくるわけですから、プラクティカルにとらえるのかストラテジックにとらえるのかということでは違ってまいります。

ちなみにこのプラクティカル・ニーズとかストラテジック・ニーズという考え方は、「開発と女性」という、開発政治や開発経済論の流れの中で出てきているジェンダーと開発、あるいは女性と開発という分野で特に概念として出てきたものです。プラクティカルには、女性が子育てや水くみやたきぎ集めの責任を負っているというときに、そのニーズをとりあえず満たさなければどうしよ

うもないといってすぐ対応するやり方がそうであったり、あるいは所得創出活動の中でも特に女性向きの所得創出活動は何だろう。家の外に出られない女性というのもイスラム圏やヒンズー圏にはあるわけだから、どうするかと考える。それらは既存のジェンダー関係を前提にし、しかもなお温存し固定化するような作用を持つ場合が往々にしてあるわけです。そういったことへの反省からストラテジック、戦略的対応の必要が出てきたという経緯がございます。

そのような政策課題そのものの中に既にジェンダー課題が埋め込まれているわけですが、それが政策主体によって認知されてくるときにジェンダー・バイアスが入ります。目標をはっきり設定し、政策手段を選択するところにもジェンダー・バイアスが入る。ジェンダー・バイアスというのは、既存のジェンダー関係を当然のものとして受け取ってしまうことによって、それを固定化したりする。そういうことが主として想定されているが、プラクティカル・ニーズに対応するのを急ぐあまりのジェンダー・バイアスもあり得るし、戦略的対応というのにあまり飛躍して取りかかると、かえってジェンダー間の軋轢が強まってしまう。そのことによってバックラッシュ（反発）が起こることもあり得るので、ジェンダー・バイアスはいろいろに考えられます。それから政策手段や目標を決定した後、資源（主として予算と人員）をコントロールしつつインプットしていくわけですが、図にあるようないろいろな段階でジェンダー・バイアスが入り得ることを想定をしたモデルです。

3. 橋本6大改革の政策課題認識と目標

(1) 橋本行革ビジョンに見る政策課題認識と政策目標

このようなモデルを頭に置いて橋本6大改革についても考えてみよう。まず、橋本6大改革で政

表1 橋本6大改革の経過

<行政改革>

- ・省庁再編… 97年 9月 行政改革会議中間報告
97年12月 同会議最終報告
98年 6月 中央省庁等改革基本法成立、22省庁を1府12省庁へ。内閣に中央省庁改革推進本部を設置
- ・地方分権… 97年7月～10月 地方分権推進委員会が第2次から第4次の勧告。国の機関委任事務の廃止などを提言。
98年5月 地方分権推進計画を閣議決定

<財政構造改革>

- ・財政健全化(2003年度までに国と地方の財政赤字をGDP比3%以下とし、赤字国債発行をゼロとするなどの目標)
… 97年 6月 「財政構造改革の推進について」を閣議決定
97年11月 財政構造改革法成立
98年 5月 同法の一部改正(財政健全化目標を見直し)
- ・旧国鉄・国有林野の長期債務処理

<金融システム改革>

- ・ビッグバン(銀行・証券・保険の相互参入、各種手数料の自由化などの規制緩和、銀行による金融持ち株会社の設立解禁)
… 96年11月 橋本首相「わが国金融システムの改革」を発表
97年12月 金融持ち株会社を解禁する関連法成立
98年 6月 金融システム改革法成立(12月実施)。金融監督庁発足。
- ・外国為替自由化(外為取引を一部の銀行に限定してきた為銀主義の撤廃)
… 98年 4月 改正外為法を実施し、外国為替を完全自由化

<経済構造改革>

- … 96年12月 「経済構造の変革と創造のためのプログラム」を閣議決定
97年 5月 経済構造改革の行動計画を閣議決定
97年 6月 労基法一部改正、「女子保護規定」を解消へ(99年4月実施)
97年12月 経済構造改革の行動計画の改定を閣議決定
98年 3月 規制緩和推進3か年計画を閣議決定

<社会保障構造改革>

- ・医療制度改革(高齢者医療保険の創設、薬価制度見直しなど)
… 97年 8月 厚生省と与党医療保険制度改革協議会がそれぞれ抜本改革案
97年 9月 改正健康保険法を実施、被保険者本人の一部負担割合を2割に
- ・介護保険… 97年12月 介護保険法成立(2000年4月実施)
- ・年金改革… 97年12月 年金審議会が次期年金制度改正についての「論点整理」を公表、98年9月をめどに意見書とりまとめへ。厚生省が給付・負担の「適正化」について「5つの選択肢」を提示。
- ・少子化対策… 97年 6月 児童福祉法等の一部改正
97年10月 人口問題審議会が少子化についての報告書
98年 6月 少子社会を考える平成10年版厚生白書

<教育改革>

- … 97年 1月 文部省が教育改革プログラムをとりまとめ(中高一貫教育制度の導入、特例で17歳の大学入学、大学教員の任期制導入など)
97年 8月 同プログラムを改定
98年 3月 中央教育審議会が地方教育行政のあり方について中間報告
98年 6月 改正学校教育法成立(公立学校に中高一貫を導入)。大学審議会、21世紀の大学像を中間報告。

策課題認識と目標はどうだったかということでは、「橋本行革ビジョン」という6大改革の原型が96年6月ぐらいに、総選挙に備えるという形では出たわけですが、そのあたりにはかなりはっきり出ております。課題としては、国内課題の「超高齢社会」、国際社会・経済の領域での「大競争」、これに対応するために効率的でスリムな政府をつくっていくことが挙げられている。政策目標としては、国民負担率を将来にわたって50%以下、できれば45%以下に抑えることが何よりも上位目標として掲げられます。国民負担率自体の抑制を政策目標として掲げるということに、既にジェンダー・インプリケーションがございまして、国民負担率とは租税と社会保険料の国民所得に占める割合を指していますが、95年に社会保障制度審議会が第3次勧告を出し、その中で国民負担率という概念そのものの欺瞞性、そしてそれがほかの事項に先んじて目標とされることの問題点、たとえば介護や育児の中に費やされている無償労働の負担、それから無償労働でなく金銭という形の企業や個人の負担もある中で、なぜ国民負担率を抑えること自体が目標になるのかを問題にしたことがございました。金銭での個人や企業の負担はともかくとして、無償労働によって社会保障が担われている部分は、いうまでもなくその大部分が女性の無償労働によって担われているわけですから、公的負担をできる限り低く抑えて、その限りで個人の見えない負担、手間暇による負担が増えることを放置するという路線には、明らかにジェンダー・インプリケーションがあるわけです。

(2) 高齢化・少子化への対応

しかし、その議論で止まって「だから橋本行革ビジョンはだめよ」と言ってすまないのも、もっと下位の政策目的に進んでみるとどうなのかということでは、高齢化・少子化への対応ということをももちろん掲げております。高齢者対策として

は、「福祉の原点」と称するものを再確認すべきだということをまず言っていて、これは公的サービスの配分を所得や資産の点で真に必要な人々に重点的に行うということで、つまり高齢者対策では公的サービスの支給を所得制限、資産制限つきのものにするということによって、税、社会保険料負担を抑えようという線です。もちろん規制緩和によって民間のシルバーサービス供給を促すというのもここに入っています。

少子化対策については、家族、地域、企業など種々の社会単位を通じて産育、安心して子どもを産み、育てることのできる制度環境を整備すると述べておりますが、家族、地域、企業は出てきても、国や地方公共団体がここには出てこない。そういう中で高齢化や少子化の問題の背後には女性への負担のしわ寄せの問題があると一応は言っており、それを軽減・解消するために実際的で有効な方策を見出さなければならないと言っている。これはもちろん選挙を意識した文書ですからこういうふうにしたのでしょ、1970年代末ぐらいの自民党の政策文書が何を言っていたかといえば、そのころは今ほど超高齢化を差し迫った問題として考えていたのではないにしても、もっばらこれは女性が家庭内の無償労働で担うのが当然という位置づけでして、女性は組織の中で地位を得たりして活躍することに本来向いていない、だから外に働きに出るにしてもパート労働とか、家でピアノ教師でもして、そして家の中での労働をすべきだということを、堂々といわゆる日本型福祉社会論の中で自民党は述べていたわけです。90年代の半ばともなると、さすがにそういうことは言っていられなくなって、女性への負担のしわ寄せは軽減・解消するということを言わざるを得なくなってきております。

4. 橋本6大改革の政策手段と投入・産出及び成果

(1) 中央省庁再編のなかで

こういう行革ビジョンを掲げながら、96年9月ぐらいからもっと大がかりな行革、それからさまざまな改革課題を分けて立てるようになり、10月の総選挙を経ると5大改革とか6大改革と言われるようになってきました。その6大改革をどう見たらいいかということですが、去るものは日々に疎して何だったかすぐ忘れてしまうというので、別表のような表を作っておきました。渡辺治さん（一橋大学）が80年代行革や規制緩和や橋本6大改革を盛んに論じていらっしゃいます。80年代であれば一つの改革に1内閣ぐらいかかっていた。それが90年代半ばともなると、一つの内閣で六つを一週にというのが出てきたと彼は言っています。

財政構造改革、金融システム改革といったところのジェンダー・インプリケーションをもっと論じなければいけないのですけれども、とりあえずわかりやすいところというので、この論文では中央省庁再編との関係、それから雇用・労働の規制緩和の中でどういうことが起こったか。3番目に社会保障構造改革の中ではどういうことが起こりつつあるかということ論じてみました。

中央省庁再編の中では内閣府に男女共同参画会議が設けられる。これは従来男女共同参画政策を行っていた国内本部機構、ナショナル・マシーナリーと国連用語で申しますが、それと比べれば格段に拡充・強化されるナショナル・マシーナリーができてくると言えようかと思えます。それがまた改革の意図でもあったということは「ジュリスト」の対談の中で佐藤幸治氏が証言したりしている。従来と同じような位置づけというのではなくて、格段に高い位置から総合的な男女共同参画の推進が行われることを意図して設けら

れた。内閣府にできるほかの3合議体はすべて総理大臣を会長としており、男女共同参画会議だけが官房長官を会長とするということで、格下なのではないかと言われているけれども、一応理由としては、総理大臣が本部長であって全閣僚が構成員になっている従来の男女共同参画推進本部が存置される。これは廃止して内閣府の会議に一本化してもいいのではないかという議論が行革会議の中であつたようだが、この本部体制を存置するというので、内閣府の合議体では内閣官房長官が会長ということでおさまった模様です。諸外国で男女共同参画あるいは女性の地位向上、男女平等のためにとられているナショナル・マシーナリーとして一番強い機構を持っているのがアジア・太平洋地域ではフィリピン、オーストラリアですが、そういうところと比べても遜色のない形になったと言えるかと思えます。そこにどういふ人が就くかによっては何をやるかわからないわけだが、形としてはそういうふうに見えるかなということ。

(2) 雇用・労働の規制緩和のなかで

それから雇用・労働の規制緩和については、これは労働省はまったく攻め込まれて防戦一方という立場にある分野でして、雇用・労働改革のメニューは経済審議会とか行革委員会から、その背後にある経団連とか経済同友会などが盛んに打ち上げた改革メニューをそのまま入れてくる形で、どんどんと行われてきたわけです。この2～3年間で見ても裁量労働制に関する規制緩和とか変形労働時間制を一層弾力化していく、労基法的女子保護規定が解消される、労働者派遣事業の対象業務を原則自由化するという法案がさきの臨時国会の最後に出て、次の国会（99年通常国会）でまた審議をされるということで、労基法のさらなる改正も既にさきの臨時国会で行われております。この中で改革側というのが提唱していた理由は、これまでの労働法制が非常に戦後直後

的なものであった。戦前の労使関係が封建的で身分拘束的であった。それを戦後は反省したために非常に労働者保護的な法制をつくった。それはかつての工場法の流れをくむものというふうに呼んでいるけれども、こういう労働法制は経済がソフト化、サービス化する今日の状況には対応できないというのが改革のたてまえというか理由になっています。

そういう中で労基法の女子保護規定解消と取引をするような格好をとりつつ、雇用機会均等法の改正がされました。かかわった当事者に言わせれば、この時期こういう形で均等法を強化するのは非常に大変なことであったので、これがよくできたものだという評価というか感想を聞いたことがあるが、依然として片面性を残しており、性差別禁止法にはなっていない。男性労働者に対して女性労働者を均等に扱うという格好になっているから、男性に対する性差別を直接規制をしない法律ですが、10年以上課題とされてきたいろいろなことが入っています。均等待遇を積極的に促進する措置、いわゆるポジティブ・アクションなどについては自主的に企業が行うものを国が支援をすることにとどまっているし、セクシャル・ハラスメント対策などは努力義務ですが、総じて明確な前進をしたと言っていいのではないかと思います。

労基法の女子保護規定は、べつにこれと取引されたわけではないが、女子のみを保護する理由というのがどこにあるか。そうではなくて、新たな男女共通規制を導入するということが女子のみの保護規定は解消するという方向で、連合も審議会などの取り組みに当たられたのだと思います。新たな男女共通規制については、この間の臨時国会で通過した労基法の改正で、時間外労働についてのみ労働大臣が上限基準を設定して、これは労使の努力義務で罰則なしとなっています。それ以外には育児休業法と介護休業法が改正されているから、家族的責任を持つ男女労働者に、申

し出れば休日労働、深夜労働についての手加減があるということがあっても、大きいえば新たな男女共通規制はできないままに、女子保護規定だけが解消されたと言えるかと思います。そして裁量労働制が拡大される等の改正が行われました。

これをどういうふうに評価したらよいかですけれども、労働の規制緩和という意識的な変革とは別に、雇用の流動化、これだって経営者などが意識的にやっているから雇用が流動化するわけだが、雇用が流動化するということで、私は女性労働者が一方的に被害を受けるというふうには考えておりません。それ以前の雇用システムが何だったかということを考えれば、終身雇用と年功序列と言われるようなものを企業内労使関係が支えてきたが、それはどう考えたって女を昇級や昇進の対象には入れない、はじき出すシステムだったわけですから、それを守れということが男女平等を進めたり女性の職場進出を進めることにはならないのだからと考えています。雇用の流動化には、もちろんこういう不景気で雇用不安の大きいときに行われる中では、女性がさらに周辺化される危険性は大変大きいですが、しかし、その中にチャンスもあるという考え方を、やはりしたらいいのではないかと考えています。でも、全体として経済がソフト化するかサービス化するということは、べつにマーケットがソフトになることを意味していない。むしろグローバル経済の凶暴性というのはこの1年ぐらいで非常にはっきりしてきた。そういうときに労働者保護という基本理念をかなぐり捨てるのがよいことだとはとても思われなわけです。

(3) 社会保障構造改革のなかで

最後に、社会保障構造改革についてです。今回の社会保障構造改革は新たに出てきたものではなくて、すべて80年代から持ち越しているものを、6大改革の中の社会保障構造改革というふ

うに化粧直し、お色直しをして出してきたものです。そこでの柱は、給付と負担の効率化・適正化をする。従来から厚生省の文法では効率化・適正化が何を意味するかはとてははっきりしています。今回やや新しく加わってきたと思われるキーワードは利用者の「選択」、規制緩和とセットになってこれがあらゆる分野で大いに喧伝をされる。ここでは例の国民負担率を将来にわたって50%以下に抑えることが至上命題になっている。同時に、財政構造改革が要求している社会保障予算の抑え込みが、短期的にも至上命題になったもとの構造改革です。

介護保険がその第一歩と位置づけられている。介護保険はさまざまな議論がされた上でようやく法律ができ、2000年4月から実施される予定になっていますが、どういう介護保険制度を考えたらいいのか、そもそも保険でいいのかという議論がさまざまに闘わされたわけです。そういう中で「高齢社会をよくする女性の会」（代表：樋口恵子）などは、介護保険を個人単位の制度とすること、それから現金給付よりもサービス給付を主体とすることを主張してきています。現金給付よりもサービス給付が求められた理由は、今では市町村が実施主体になることがはっきりしているから市町村がと言ってもいいが、現金給付に傾いて介護サービス基盤の整備を怠るという事態を防ぐために、現金給付よりもサービス給付というふうに「高齢社会をよくする女性の会」は一貫して求めてきました。それから個人単位というのはつまり世帯単位にするなということですが、結果的には雇用者に関しては完全に世帯単位になっています。第1号被保険者というのは65歳以上の人で、個人単位で保険料を払い、なおかつ給付を受けるわけですが、第2号、40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、ごく限定的な給付しか受けられないにもかかわらず、保険料を取られるわけで、医療保険者を通じて保険料を医療保険料と一体的に徴収することになっています。

つまり雇用者の被扶養家族というのは65歳までは保険料を負担することなく介護保険を適用される。もちろん保険給付自体が大変限定されているので、国民年金の第3号被保険者ほどの、あるいは健康保険制度の扶養家族が受ける給付ほどのゆがみはないわけですが、それにしても社会保障の世帯単位から個人単位へという転換が課題になっていたことから考えると、課題が持ち越されたというよりはむしろ世帯単位によるジェンダー・バイアスは増幅されていると考えられます。そして法の実施段階で事実上の現金給付が行われるおそれがあると論文に書いておいたら、それが突然出てきて、これは全国町村会でしたか、家族がヘルパーとしての資格をとって（2級か3級か議論があるそうですが）、家族の介護に当たるときに事実上の現金給付をしろという要求が出てまいりました。それに対しては、福祉自治体ユニット参加の134自治体からは早速反論が行われていて、樋口恵子さんに言わせると「やっと港から出ようとしている船が、港の中にまだあるままで暴風雨に襲われている」ということで、大きな議論になっているところ です。

それから総合的な少子化対策。たまたま平成10年版『厚生白書』では、第1部が少子化問題で、第2部が社会保障構造改革という扱いになっているのですが、社会保障構造改革と総合的な少子化対策と言われるものが一体整合性があるのかということです。人口問題審議会の答申から平成10年版『厚生白書』第1部に至る流れの認識というのは、男女共同参画の推進こそが少子化への対応の基本だとなっている。ところが白書第2部の社会保障構造改革のほうは「そんなこと知っちゃいない」という感じです。社会保障のジェンダー・バイアス（性別分業を前提とするような世帯単位制）は今の社会保障構造改革の改革対象とはなっていません。この論文を書いてから年金審議会の意見書も出だし、厚生省の年金改革案も出ていますが、第3号被保険者問題は

はじめとして遺族年金、年金権の夫婦間分割の問題などはすべて先送りされ、99年に少なくとも改革案が出て成立したら、女性と年金の検討会を厚生省内に設けるということだけが、現在約束されている状況です。

あと、規制緩和と措置制度外しを中心として保育所の改革が行われたことなども書いておきましたが、今のところ橋本6大改革の成果をきちんと論じるだけの時間的な経過はたっていないし、途中でつぶれている改革もあるわけだから、最終成果というのをきちんと判定した上で言えるわけはありません。しかし「超高齢社会」と「大競争」に対応するためということを課題とし目標として出てきたこの改革の、今現在認められる成果というのは、むしろデフレ・スパイラルを加速し、そして私は「少子化スパイラル」とも言いたいと思っているのですが、結局社会的セーフティ・ネットをグズグズに崩してしまうことによって、将来への安心も安全もないから、みんな子どもを産むどころの話ではない。消費をするのではなくて貯蓄に走る。そういう意味でのデフレ・スパイラルとほとんど重なる形で少子化スパイラルを加速させる方向にしか、今の社会保障構造改革というのはなっていないのではないかと。

5. 橋本行革の中間的評価

そうすると、全体としてどういう評価なんだということですが、確かに男女共同参画を推進しなければいけないということは、橋本氏及びその周辺の人たちの頭のすみっこには入っていたと思うが、そもそも6大改革自体、整合性を持ってデザインされているのかどうかということもある。今のところで見える成果というのは、少子化スパイラルを加速する形で、男女共同参画を推進し少子化を乗り越えるという筋から見ればまったく裏目に出ているのではないかと。

最後に、そもそもなんで男女共同参画なんてわけのわからないことが、橋本6大改革の中で、

リップサービスにしても大きなカギとか大きな柱と言われたのかということですが、ちょっと目を離して考えてみると、やはりこれは90年代半ばにおける連立政治の所産の一つであった。自社さ連立になっていて、社民とさきがけの党首が土井たか子さんと堂本暁子さん、その2人に橋本氏は挟まれて連立政治を行ってきたわけで、そのちょっと前を振り返っても村山富市氏が諮問をして男女共同参画ビジョンが出てきた。それをプランという形に移したのが橋本内閣ということだから、自民党よりは少なくとも右ではないところに軸心がある連立政治の所産であったと言えると思います。今度は「自自連立」なわけですから、男女共同参画の推進ということはまったく予断を許さない。現在の小淵総理と野中官房長官というカップルは、男女共同参画に関する基本法を制定したり施策を推進するという観点だけから見ると、ベストのリーダーです。小淵さんは自分では何を考えているかわかりませんが、とにかく橋本政権以来敷かれたレールを、財政構造改革を別とすればひたすらそれをやるしかないということで、振り付けどおりに動いています。他方、野中官房長官はもちろん実力者官房長官ですが、自民党の政治家の中で男女平等とか民法改正問題などについて最も理解の深い政治家と言っているかと思えます。その前の前の官房長官の梶山氏はそうはいかなくて、96年11月の第2次橋本内閣組閣のときに女性問題担当大臣を投げ出したりしている。これに対して野中官房長官というのは男女共同参画担当大臣として頼りになる政治家だと思えますが、ここに来て「自自連立」政権の見通しがでてきて、非常に安心できないという心配な状況になってまいりました。

(おおさわ まり)

(これは1998年11月12日に開催された第3回研究会における報告をまとめたものである)